

勝浦町生活排水処理基本計画

令和7年4月

徳島県勝浦町

目 次

はじめに	1
1. 基本方針	2
(1) 生活排水処理に係る理念及び目標	2
(2) 生活排水処理施設整備の基本方針	2
2. 目標年次	2
3. 生活排水の処理体系及び排出状況	2
(1) 生活排水処理の体系	2
(2) 生活排水の排出処理状況	3
4. 生活排水の処理主体	4
5. 生活排水処理基本計画	4
(1) 生活排水の処理計画	4
(2) し尿及び汚泥の処理計画	6
(3) その他	6

はじめに

勝浦町は、徳島市から南西 20 km の距離にあつて、面積 69.83 平方キロメートル、人口 4,570 人・世帯数 2,109 世帯（令和 6 年 12 月 31 日時点）を有し、美しい風景と緑豊かな自然に恵まれた気候温暖なまちです。町の中央を勝浦川が東西に流れ、その兩岸の山腹にはみかんが栽培され、徳島県の主要産地として、その名声を内外に博しています。

本町は、令和 3 年 3 月に勝浦町第六次総合計画を策定し、「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」～誰もが幸せを感じられるまち阿波かつうら～を将来的ビジョンとして、まちづくりを行っています。この恵まれた自然環境を守り、快適な生活環境を創出するためには、さらなる公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図る必要があります、生活排水（し尿と台所や風呂、洗濯などの生活雑排水）の適切な処理が必要となっています。

しかし、近年の生活形態の変化に伴い、生活排水が自然環境へ与える影響は大きく、水環境の悪化が問題になってきています。また、昭和 51 年に県営正木ダム（多目的ダム）の完成による維持水量の減少や河川、水路等の改修工事による浄化作用の低下による影響も考えられます。本町の汚水処理普及率は、令和 6 年度 12 月時点において 65.9% であり、約半数近くの家庭で生活雑排水が未処理のまま水路、谷川及び河川などに流入しています。生活排水が工場排水のように一時に大量に出て、特定の成分が集中するものではありませんが、恒常的に排出され、個々の量は少なくとも、全体としては多量となります。各々の排出源が小規模で、効果的な排水処理が難しいため、結果的には水質の悪化に大きく影響します。

このため、今後も本町において、さらなる汚水処理普及率の向上にむけ、生活排水処理施設の整備促進が必要となっており、また、河川等の公共用水域の水質を保全し、環境衛生の向上に貢献しなければなりません。

本計画は、以上の背景を踏まえて令和元年に改定した勝浦町生活排水処理基本計画の見直しを行うものです。

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念及び目標

本町では、まちづくりにおける「勝浦川を町の宝に」の声から生活排水処理の必要性が高まり、平成2年度から合併処理浄化槽設置整備事業が始まり、平成8年度からは農業集落排水処理施設が供用開始され、各家庭に生活排水処理の必要性が認識されつつあります。

しかしながら、近年、生活排水による水質汚濁が問題となっており、公共用水域の水質保全、生活環境及び自然環境の維持・向上を図るため、生活排水の適切な処理が必要となっています。

本町の生活排水の目標は、水質改善、汚濁防止にとどまらず、勝浦川の清き流れをよみがえらせ、鮎やアメゴなどの川魚や蛍の宝庫となるような自然あふれる水辺を将来に残すことです。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設整備の基本方針は、次のとおりです。

- ① 農業集落排水処理施設の処理区域を除く勝浦町全域において、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- ② 農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラントについては、広域的な整備を検討した場合、多額の事業費や維持管理費を要するなど財政的要因や地理的要因から困難であるため、本計画期間では新たな整備は行わないこととし、現計画区域内等での加入促進に務めると共に、現状の施設の適正な管理を目指します。

2. 目標年次

本町における生活排水処理基本計画の目標年度は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。中間目標年度は設けませんが、概ね5年ごとに見直しを行うものとします。なお、社会情勢などに大幅な変化があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

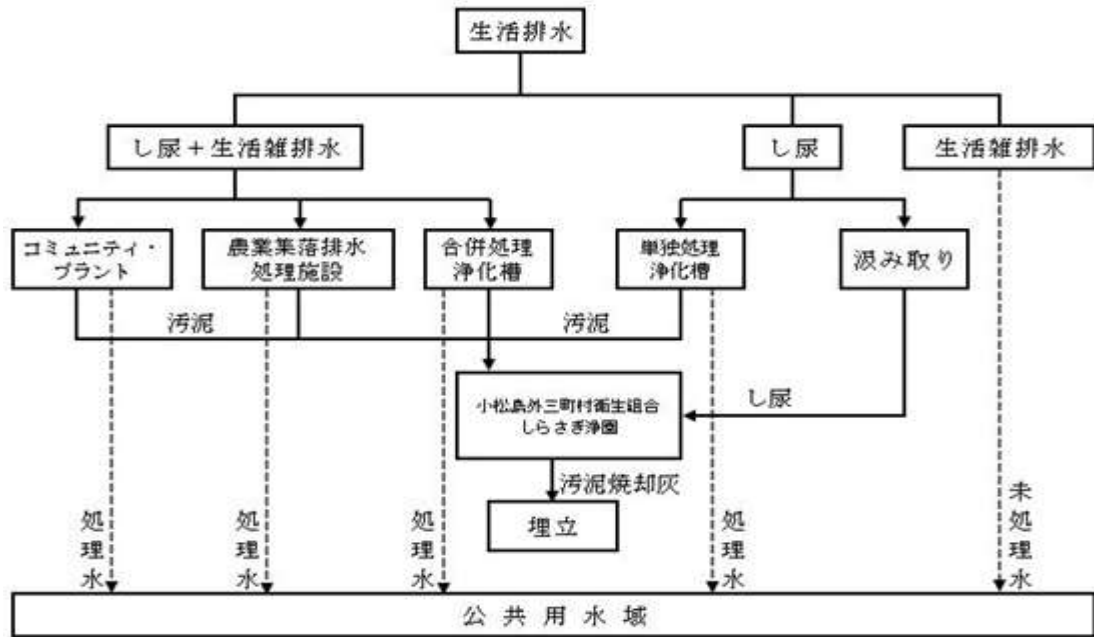
3. 生活排水の処理体系及び排出状況

(1) 生活排水処理の体系

令和6年度12月時点での生活排水処理体系は、図1に示すとおりです。

し尿と生活雑排水を合わせた生活排水の処理は、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽で行っており、し尿のみの処理は単独処理浄化槽及び小松島市外三町村衛生組合しらさぎ浄園で行っています。

図1 生活排水処理体系図



(2) 生活排水の排出処理状況

令和6年度12月末時点での生活排水の処理形態別人口は、表1に示すとおりで、計画処理区域内人口4,570人、水洗化生活雑排水処理人口3,011人、汚水処理普及率65.9%となっています。単独処理浄化槽や汲み取り式便所を利用し、生活雑排水が処理されていない人口は、1,559人で全体の35.0%となっております。

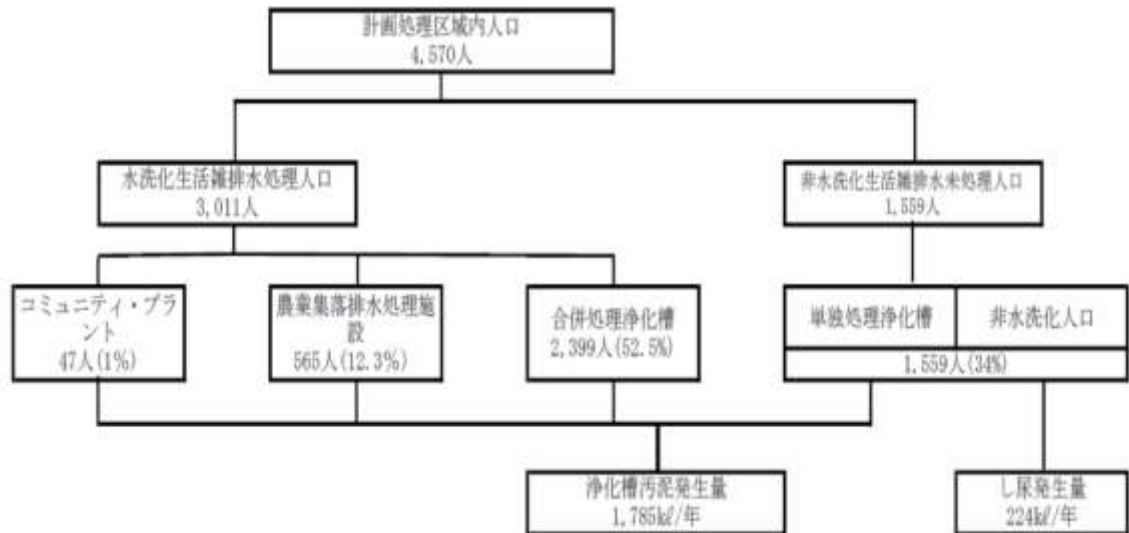
また、令和5年度末時点におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は、図2に示すとおりで、し尿発生量は年間224kl/年、浄化槽汚泥発生量は1,785kl/年であり、処分量(=収集・運搬量)は2,009kl/年です。

表1 処理形態別年度末人口の推移

(単位：人)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6(12月時点)
1. 計画処理区域内人口	5,035	4,924	4,791	4,657	4,570
2. 水洗化生活雑排水処理人口	2,855	2,898	2,943	2,937	3,011
①コミュニティ・プラント	47	47	47	47	47
②合併処理浄化槽	2,193	2,235	2,294	2,316	2,399
③下水道	0	0	0	0	0
④農業集落排水処理施設	615	616	602	574	565
3. 単独処理浄化槽	2,180	2,026	1,848	1,720	1,559
4. 非水洗化人口					
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

図2 生活排水排出状況



4. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表2に示すとおりです。

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	町
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	町
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	組合

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 処理の目標

「1. 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、本計画期間における生活排水処理対策については、下表に掲げる目標のとおり、整備等を進めていくものとします。

ア 生活排水の処理目標 (表3)

(単位：%)

区 分	現在 (令和6年12月末時点)	目標年度 (令和12年度)
污水处理普及率	65.9	84.3

イ 人口の内訳（表４）

（単位：人）

	現在 (令和 6 年 12 月末 時点)	目標年度 (令和 12 年度)
1. 行政区域内人口	4,570	4,320
2. 計画処理内人口	4,570	4,320
3. 水洗化生活雑排水処理人口	3,011	3,640

※ 1. 行政区域内人口目標年度は推計値（国立社会保障・人口問題研究所データより）

ウ 生活排水の処理形態別内訳（表５）

（単位：人）

	現在 (令和 6 年 12 月末 時点)	目標年度 (令和 12 年度)
1. 計画処理区域内人口	4,570	4,320
2. 水洗化生活雑排水処理人口	3,011	3,640
① コミュニティ・プラント	47	41
② 合併処理浄化槽	2,399	3,053
③ 下水道	0	0
④ 農業集落排水施設	565	546
3. 単独処理浄化槽	1,559	680
4. 非排水水洗化人口		
5. 計画処理区域外人口	0	0

② 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域及び人口は、表 6 に示すとおりです。

表 6 生活排水処理区域及び人口

区 分	計画処理区域	現在 (令和 6 年 12 月末 時点)	目標年度 (令和 12 年度)
コミュニティ・プラント	町営玉の木・五十田団地内	47	41
合併処理浄化槽	本町全域を対象とする。(農業集落排水処理施設処理区域を除く。)	2,399	3,053

農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設処理区域	565	546
------------	----------------	-----	-----

③ 施設及びその整備計画の概要

本計画期間における生活排水処理対策事業の概要は、表 7 に示すとおりです。

表 7 施設及びその整備計画の概要

区 分	計画処理区域	整備期間	整備基数 (単位：基)	整備人口 (単位：人)	事業費見込 (単位：千円)
合併処理浄化槽	本町全域を対象とする。 (農業集落排水処理施設区域を除く。)	令和 7 年度 ～ 令和 12 年度	180	792	134,586

(2) し尿及び汚泥の処理計画

① し尿及び汚泥の排出量予測

し尿及び浄化槽汚泥の排出量と予測量は、表 8 のとおりです。

表 8 し尿及び浄化槽汚泥の排出量と予測量 (単位：kl/日)

区分	現在 (令和 6 年 12 月末時点)	目標年度末 (令和 12 年度)
汲み取りし尿	0.56	0.00
単独処理浄化槽汚泥	1.62	0.80
合併処理浄化槽汚泥	3.66	3.07
合計	5.84	3.87

② し尿及び汚泥の処理計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っており今後も現在の形態を維持するものとします。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理・最終処分は、小松島市外三町村衛生組合処理施設で行っており、今後も現在の形態を維持するものとします。なお、最終処分については、汚泥焼却灰を最終処分場で埋め立てています。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的に広報を行い、啓発活動を実施します。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じて、その徹底に務めるとともに関係機関との連携を密にして浄化槽の機能維持に努めるよう啓発していくものとします。